

令和7年11月28日  
生活環境部産業廃棄物課

### 産業廃棄物収集運搬業者の許可の取消しについて

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり県北地方振興局において産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1 被処分者

- (1) 氏名 SHOWA株式会社（法人番号4380001023033）  
代表取締役 日下部 裕  
(2) 住所 福島県郡山市桑野四丁目8番9号

##### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

##### 3 処分の理由等

当該法人が、令和7年9月4日に福島地方裁判所郡山支部から破産手続開始の決定を受けた。

このことが、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ロ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者））の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

##### 4 処分年月日

令和7年11月26日